






議 長	局 長	次 長	主 幹	主 査
				

平成 29年 7月 7日

養父市議会議長 様

議員氏名 田村 和也



政務活動概要報告書

政務活動の概要を下記のとおり報告いたします。

記

- 1 活動月日 平成 29年 7月 5日 (水)
- 2 活動場所 神戸市中央区中山手通り4丁目10-8
ラッセホール 2F ローズサルーン
- 3 活動者氏名 全国環境連東海近畿地区協議会
兵庫県環境整備事業協同組合
後援— 兵庫県・神戸市・兵庫県市長会・兵庫県町村会
- 4 活動内容 廃棄物適正処理推進大会
「災害時のトイレの重要性と被災者の健康」
避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン
講師—内閣府政策統括官被災者行政担当参議官補佐
石田 耕一 氏
避難所の環境衛生管理
講師—東京医療保健大学大学院 医療保健学研究科
感染制御学 教授 管原 えりさ 氏
熊本地震に学ぶ今後のトイレ対策
講師—特定非営利法人日本トイレ研究所
代表理事 加藤 篤 氏



議 長	局 長	次 長	主 幹	主 査
				

別記様式

平成 29 年 7 月 7 日

養父市議会議長 様

養父市議会議員 田村 和也



研修成果報告書

養父市議会議員研修要項第7条の規定により、下記のとおり成果を報告します。

記

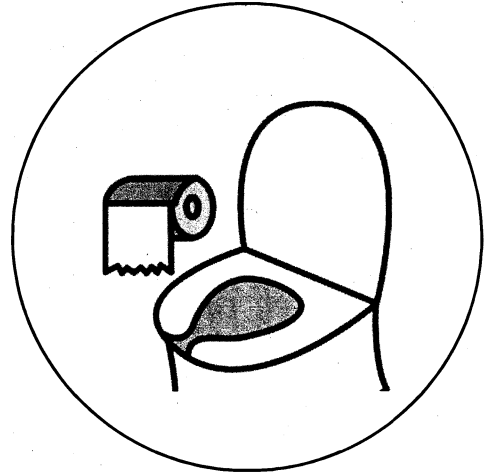
- 1 研修日時 平成 29 年 7 月 5 日(水)
午後 2 時～午後 4 時 50 分
- 2 研修先 ラッセホール
神戸市中央区中山手通り 4 丁目 10-8
- 3 研修目的 廃棄物適正処理推進大会
「災害時のトイレの重要性と被災者の健康」
- 4 研修内容 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン
講師一内閣府政策統括官被災者行政担当参議官補佐
石田 耕一 氏
避難所の環境衛生管理
講師一東京医療保健大学大学院 医療保健学研究科
感染制御学 教授 管原 えりさ 氏
熊本地震に学ぶ今後のトイレ対策
講師一特定非営利法人日本トイレ研究所
代表理事 加藤 篤 氏

研修内容は別紙にて報告します。



「災害時のトイレの重要性と被災者の健康」

阪神・淡路大震災から22年経過する中、新潟県中越地震、東日本大震災、平成28年4月の熊本地震、同年10月鳥取県中部地震と大きな災害に遭遇している。このような自然災害により多くの人命が失われ、多くの人を負傷し、それぞれの町で大きな損害を受けてきた。



平時において排泄物は、トイレを通して汚水処理施設に運ばれて、適切に処理され、臭気や害虫の発生・侵入を抑えることができる。

ひとたび災害が発生し、水洗トイレが機能しなくなると、排泄物の処理が滞る。そのために、排泄物における細菌により、感染症や害虫の発生が引き起こされる。

また、避難所等において、トイレが不衛生であるために不快な思いをする被災者が増え、その上、トイレの使用がためられることによって、排泄を我慢することが、水分や食品摂取を抑えることにつながり、被災者においては栄養状態の悪化や脱水症状、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）等の健康障害を引き起こすおそれが生じる。

避難所の施設によっては、和式便器のトイレが多く、また仮設トイレにも和式便器が多いことにより、足腰の弱い高齢者や車いす使用の身体障害者にとっては、トイレの使用が極度に困難となる。

また、おむつ等の確保も課題となり、脆弱性の高い人たちにとっては、衛生環境の悪化は生命に関わる問題となりうる。

このように、トイレの課題は、多くの健康被害と衛生環境の悪化をもたらし、同時に不快な思いをする被災者を増やすことになり、人としての尊厳が傷つけられることにもつながる。被災者支援の中で、避難生活におけるトイレの課題は、今まで以上に強い問題意識をもって捉えられるべきである。

トイレの課題は市町村における関係部局の連携により、事前の取り組みが進められるべきである。避難生活を支援する行政が取り組むべき事項のうち、トイレ

の確保と管理に関して適切な仕組みを整えることが求められる。

また、市町村においては、災害時のトイレの確保・管理計画を作成し、その計画を実効性のあるものとするため、地域防災計画等に反映させ、準備と対応が進み、過去の災害において発生したトイレの劣悪な環境が改善されることが必要である。

避難所について～トイレの確保・管理を中心に～

平成 28 年 4 月に新たに「避難所運営ガイドライン」が発表されましたが、これは「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」とセットで作成されている。

※ 運営体制の確立（平時）

1. 避難所運営体制の確立行政による避難所支援の話し合いには、必要に応じて NPO・ボランティア等の参画を呼び掛ける、各避難所に避難者の代表・施設管理者・避難所派遣職員等からなる避難所運営委員会（仮称）を設置して運営体制を確立する、その際、女性がリーダーシップを発揮しやすい体制を作る、必要に応じて NPO・ボランティア等の代表の参画の呼びかけをするなど。

※ 避難所の指定

福祉避難所/スペース（一般の避難所の中に設ける要配慮者用の空間）を確保する、母子（妊産婦・乳幼児専用）避難所/スペースを確保する、避難所には障害者・外国人向けの案内掲示等を確保するなど。

※ 初動の具体的な事前想定

避難所マニュアルを作成する際に、地域住民代表・要配慮者等の多様な意見を取り入れ作成する、避難所の運営において女性の能力や意見を生かせる場を確保する、トイレの設置・運用訓練・使用ルール決めをする、手洗い用水を確保するなど。

※ 受援体制の確立

外部からの支援を受け入れやすくするために、平時から行政職員、ボランティア・NPO、保健・福祉関係者、医療従事者、警察などと住民が連携しあう形で備える。その際、女性の視点を取り入れることでより具体的な意見の反

映が期待できる。

※ 帰宅困難者・在宅避難者

在宅避難者の安否確認方法・対応方針を検討する、在宅避難者のニーズ把握・生活支援方法を具体的に確立するなど。

II 避難所の運営（発災後）

※ トイレの確保・管理

「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を参考に計画を作成する、被災者の数に対して適切なトイレの数を確保する（国際基準も参考にした計算シート付き）、トイレの設置に際しては女性や要配慮者に意見を求める、高齢者・障害者用トイレの同線の安全性を確保する、防犯対策としてトイレの中と外に照明を確保し、鍵・防犯ブザーを設置する、手すりの設置・段差の解消をする、子ども用のトイレ（便座）を確保する、感染症患者が出た時の専用トイレを確保する、装具交換やおむつ交換のための折り畳み台を設置する、人工肛門・膀胱保有者のための装具交換設備とスペースの設置を検討する、など。

※ 避難者の健康管理

「避難生活を過ごす方々の健康管理に関するガイドライン」（厚生労働省）を踏まえ、健康管理体制の確立、感染症対策、その他の病気（食中毒・生活不活発病・持病の悪化・エコノミークラス症候群・熱中症など）の対策、暑さ・寒さ対策を行うなど。

※ 寝床の改善

健康維持にとって重要なため、寝床を整備できるよう資材を確保すること（寝具・間仕切り等の調達）、段ボールベッド等簡易ベッドの設置を検討することなど。

III ニーズへの対応

※ 配慮が必要な方への対応

高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児・難病・外国人等の要配慮者の支援のため、避難環境についての当事者からの聞き取り、段差の解消等の環境整備、避難者同士の見守り体制の確保、福祉避難所への移動の方法、在宅避難している要配慮者の支援ニーズの把握など。

※ 女性・子どもへの配慮

女性・妊産婦に必要な物資・環境を確保する、女性用更衣室・授乳室の設置、母子避難スペース・キッズスペースの設置を検討する、性別配慮について意見が反映できる環境を確保する、家庭的ニーズの絶曲的掘り起しをする、安

心して話ができる女性だけの場を検討するなど。

※ 防犯対策

避難者同士の見守り体制の確保、仮設トイレ等の防犯対策、地域の防犯見守り体制の確保など。

※ ペットへの対応

ペット同伴避難のルールおよびペット滞在ルールを確認する、ペット滞在場所の設置を検討するなど。

避難所の環境衛生対策

感染症から身を守る

災害医療における感染制御の位置づけ、被災地において感染制御担当者が関与すべき事項は、以下の5つの活動領域が想定される。

(1) は「いつどこでどんな感染症の危険性が高まっているかを把握する活動」、

(2) は「何をどうすれば感染症まん延のリスクが下げられるかに関する情報を避難所や避難所を統括する行政やコミュニティーに対して提供する活動」、

(3) は「被災現地における、リスク低減に繋がる衛生指導や防疫消毒作業など実質的感染制御活動」

(4) は「被災現地から後方医療機関への移動の際の救急車やヘリコプター内等における感染リスクの低減に繋がる啓発活動」、

(5) は「有事の活動計画や活動のためのルールや技術的インフラの整備で、平時に行われるべき活動」。

避難所における必要物品としては、ライフラインが途絶えた避難所トイレの衛生管理物品や消毒薬を含有しないウエットティッシュの需要が多かったことが明らかになっており、このような排泄や食事など、最低限の日常生活に伴う衛生物品については、より効果的かつ具体的対処方法を検討することが重要で、災害時の使用を意識した簡易トイレの開発や衛生資材の管理された流動的備蓄が必要と考えられる

避難所運営

★避難所とは不特定多数の人々が集まり、衣食住を共にする場所。そこは、非日常であり非安全な場所

★その難事をくぐり抜けるには、そこに集まった人々の英知が欠かせない



今後のトイレ対策

- トイレに行く回数は、1日5回が平均である。
- 仮設トイレは、すぐには来ない—3日以内が34%、4日から14日以内が45%、15日以上が21%である。
- 発災から何時間でトイレにいきたくなったか—3時間以内が31%、4～6時間が36%、7～9時間が11%、10～11時間が11%、13時間以上が11%である。
- 避難所での体験—トイレが心配で、水を飲むのを控えた人は、3割いた。体調を崩して医者にかかった人は平均2, 5割であった。夜間トイレに行っていない死亡率は高い。関連死が直接死の約3倍である。

トイレ対策のポイント

- ① トイレ対策の司令塔を明確にする
- ② 災害用トイレの分類名称を統一する
携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレ・マンホールトイレ
- ③ 複数の災害トイレで備える(質と量)
- ④ 防災トイレ計画を作成する
現状の把握—施設の設備概要(給水・排水・電気等)
トイレ等の備蓄状況・トイレ必要数の算定・し尿発生量の算定・
問い合わせ先リストの作成・災害トイレの使用ルールの共有する
- ⑤ 災害用トイレの使用ルールの共有する
トイレの使い方・清掃体制、方法・手指衛生の方法・安心確保トイレ環境の確保